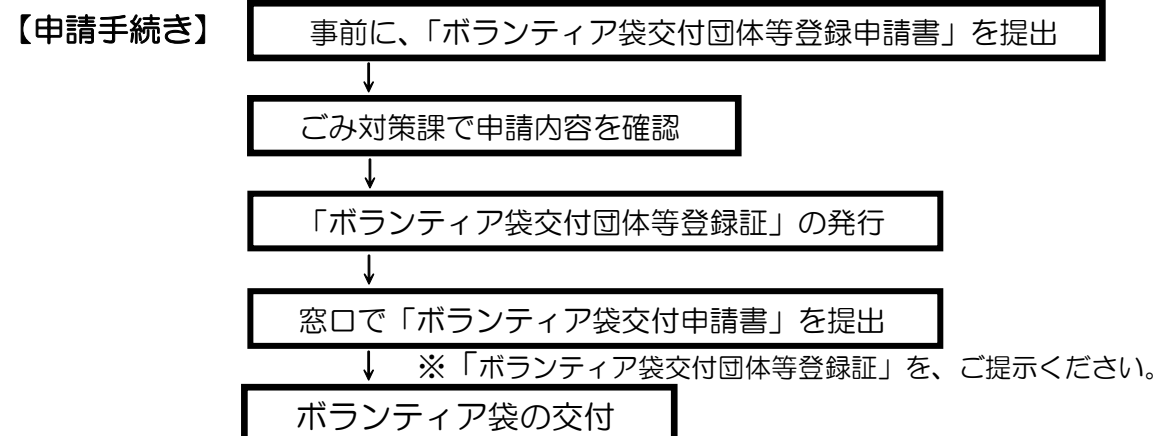


ボランティア袋制度について

家庭ごみ戸別収集・有料化の実施にあわせ、自治会等の各種団体又は個人がボランティア活動として公共施設等を清掃した際、現在と変わらずに無料でごみを出すことができるよう、ボランティア袋を作製します。ボランティア袋は「燃やせるごみ」用と「燃やせないごみ等」用の2種類を作製します。



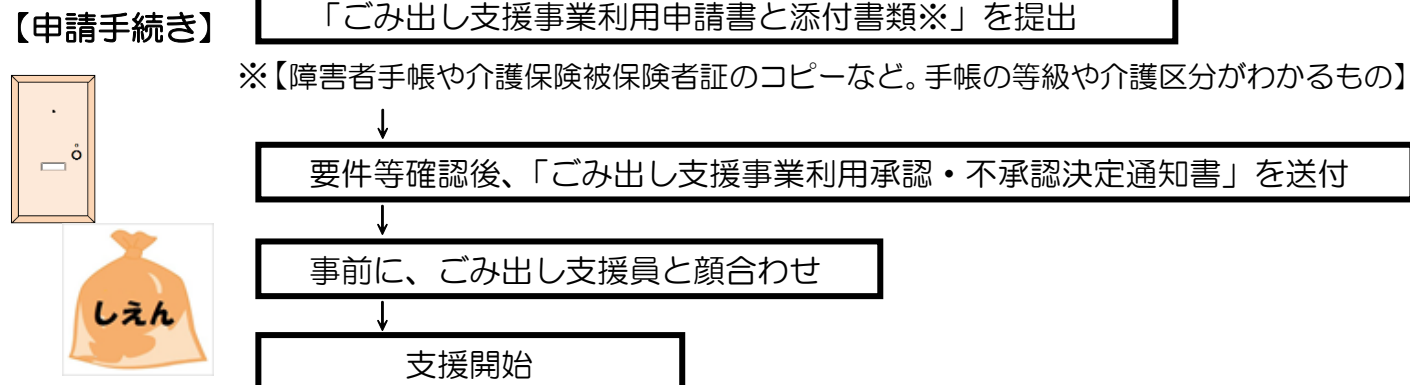
《申請書の配布場所及び提出先》 総合リサイクルセンター（ごみ減量推進課・ごみ対策課）、清掃工場、市役所（環境対策課）、女性総合センター（生涯学習推進センター）、各地域学習館
 《問合せ先》 042-523-2111 内線 6751・6755 FAX 042-531-5800

ごみ出し支援事業について

主に集合住宅の上層階等にお住まいで、自らごみ出しをすることが困難で、ほかに協力を得ることができない世帯を対象に、ごみ出し支援事業を行います。住居の入り口前からごみの排出の場所までごみ出しを行い、あわせて声掛けするなどの安否確認も行います。

ごみ出し支援事業要件

- ① 要介護状態区分が要介護3から要介護5までのいずれかである方のみで構成される世帯
- ② 身体障害者手帳の程度が1級又は2級である方のみで構成される世帯
- ③ 精神障害者手帳の程度が1級である方のみで構成される世帯



《申請書の配布場所及び提出先》 総合リサイクルセンター（ごみ減量推進課・ごみ対策課）
 市役所（環境対策課・介護保険課・障害福祉課・高齢福祉課）
 《問合せ先》 042-523-2111 内線 6751・6755 FAX 042-531-5800

みんなで減らそう 燃やせるごみ減量50%!

立川市
総合リサイクルセンターだより

西砂からの風

2013年6・7月号
(第17号)

発行/立川市ごみ減量推進課

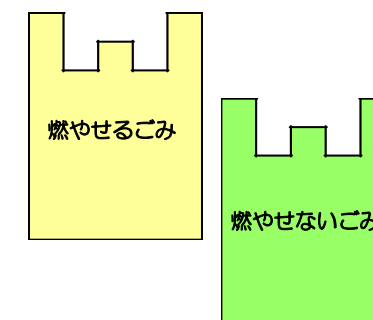
平成25年11月1日より「家庭ごみ戸別収集・有料化」実施

指定収集袋の減免制度について

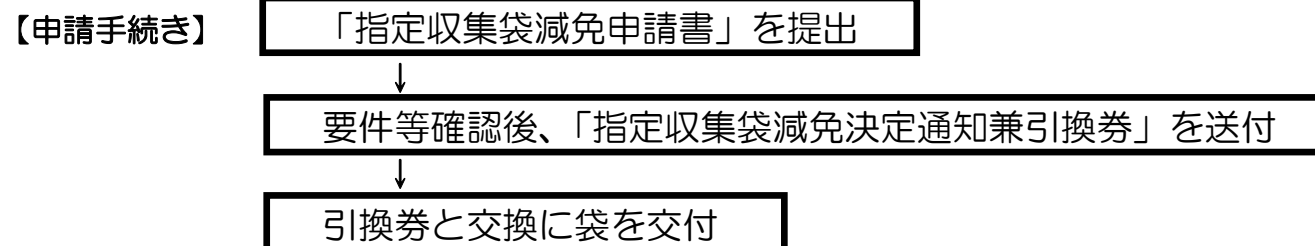
「家庭ごみ戸別収集・有料化」の実施にあわせ、一定の条件に該当する世帯を対象に、ごみ処理手数料の減免を行います。

減免の要件

- ① 生活保護法による生活保護を受けている世帯
- ② 中国残留邦人等支援法の支給を受けている世帯
- ③ 児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給している世帯
- ④ 老齢福祉年金受給世帯
- ⑤ 身体障害者手帳1・2級をお持ちの方のいる世帯で、世帯全員が市民税非課税の世帯
- ⑥ 愛の手帳1・2度をお持ちの方のいる世帯で、世帯全員が市民税非課税の世帯
- ⑦ 精神障害者手帳1・2級をお持ちの方のいる世帯で、世帯全員が市民税非課税の世帯
- ⑧ 要介護4・5の認定を受けている方のいる世帯で、世帯全員が市民税非課税の世帯
- ⑨ 市長が特別な理由があると認めた世帯



上記の要件を満たしている世帯には、申請により一定枚数の指定収集袋を交付します。ただし、複数の要件を満たしていても、重複しての交付はできません。



指定収集袋は、1年間（11月～翌年10月）分を交付します。都合により11月までに申請できなかった場合や転入等の異動があった場合は、随時、申請受付を行います。その際は、申請いただいた月から10月分までを交付します。

《問合せ先》 総合リサイクルセンター（ごみ減量推進課・ごみ対策課）
 042-523-2111 内線 6751・6755 FAX 042-531-5800